

平成 25 年 3 月 4 日

## 木材の合法性証明のモニタリングについて

林業経済研究所 荒谷明日兒

### 1. 認定団体ヒアリング

- (1) 山形県材産業協同組合
- (2) 福島県木材運動組合連合会
- (3) 石川県木材産業振興協会
- (4) 広島県木材組合連合会
- (5) 山口県木材協会
- (4) 福岡県木材組合連合会
- (5) 佐賀県木材協会

- ① 多くの認定団体では、認定事業者の活動実態について特別に把握する事はしていない。但し、JAS 検査、その他の事案で認定事業者を訪問した際に合法木材についての情報収集を行っているところがある。また、合法木材取扱実績を依頼する際に情報収集をしているところもある。
- ② 認定期間 3 年間に 1 回のローテーションで傘下事業者の活動実態を把握するようにするため、認定団体職員が年平均 30 事業者を訪問し、分別管理・文書管理の実態を調査し、問題のある場合は改善に向け指導を行っている認定団体もあるが、これは極めてまれな例といえる。
- ③ 全木連が開催する団体研修へは、全ての認定団体が参加している。
- ④ 団体研修の内容は、認定団体が行う認定事業者研修において紹介されることが多いが、認定事業者研修の開催が数年に 1 度といったところでは、関連の会議の際、また、ニュースとして印刷物で紹介するといったところもある。
- ⑤ 認定団体による認定事業者研修については、数年に 1 度開催しているところが多い。
- ⑥ 研修内容は団体研修の資料を利用するところが多いが、別途独自の企画を立てて、関係者に講演を依頼しているところもある。
- ⑦ 団体研修については、今後、現場に密着したテーマを取り上げてもらいたいとの意見がある。
- ⑧ 国産材には違法伐採はないと考えているので、外材への対応に力を入れるべきではないかとの意見がある。
- ⑨ 伐採の届け出制度に対する罰則をもっと厳格にすれば、合法木材推進活動で国産材を対象にする必要はなくなるのではないかとの意見がある。
- ⑩ 県産材認証で認められたものは、当然合法であろうという意見がある。

## 2. 認定事業者ヒアリング

(1) 日本合板工業組合連合会傘下	2事業者
(2) 全国天然木化粧合板工業協同組合連合会傘下	6事業者
(3) 日本合板商業組合傘下	4事業者
(4) 山形県木連傘下	2事業者
(5) 福島県木連傘下	2事業者
(6) 石川県木連傘下	2事業者
(7) 広島県木連傘下	2事業者
(8) 山口県木連傘下	2事業者
(9) 福岡県木連傘下	3事業者
(10) 佐賀県木連傘下	3事業者

- ① 調達方針として「全量合法木材にする」、「出来るだけ合法木材にする」としているところが多い。また、調達方針、供給方針ともに定めていないところもあるが、そういったところでの考え方としても、「全量合法木材にする」、「出来るだけ合法木材にする」が多い。
- ② 調達相手先が合法木材の認定事業者かどうかについては確認しているところが多く、調達相手先から認定書の写しを受け取っているところもある。
- ③ しかし、このようなところの中には、「調達相手先が合法木材認定業者であるから、そこからの荷物は全て合法木材である」と考え、入荷の際の伝票・証明書のチェックをほとんど行っていないところもある。これでは相手が合法木材認定業者である事は証明されても、その時、動いている荷物が合法であるかどうかの証明にはならない。
- ④ メーカーなどで、大口の販売先がある程度固定しているところでは、当初の販売契約で合法木材であることの条件づけているところもある。
- ⑤ 出荷の際に、常時、伝票・証明書で合法木材であることを明示しているところは、ほとんどない。販売相手先から要請があった時だけ、調達相手先から証明書を発行してもらい、自社の証明書をつけて要請のあった販売先に渡すということが行われている。
- ⑥ このため、調達の際に伝票／証明書で合法木材であることを明示している場合は少ないように思われる。
- ⑦ 分別管理については、
  - 場所を決めて分別管理を行っているところ、
  - 「調達相手先が合法木材認定業者であることから、そこからの荷物は全て合法木材である」との認識のもとで、分別管理を行っていないところ、
  - 流通業者では入荷トラック単位でロットを作って伝票・コンピュータで管理するため、特別に場所を区分する必要はないというところもある。
- ⑧ 合法木材として、FSCなどの森林認証製品だけを分別管理しているところもある。
- ⑨ 「森林認証材＝合法木材」であることから、輸入材において「森林認証材＝環境に

配慮した材=人工林材」と考え、「人工林材=合法木材」であると錯覚しているところがある。

- ⑩ 国産材については、「国産材には違法伐採材はなく、全て合法木材である」との認識は極めて強く、「国産材の合法性を云々するより、もっと輸入材に対する対応を強化すべきだ」との意見もある。
- ⑪ 現在のガイドラインだけでは、現場作業から見ると解り難いので、もっと現場作業に適したマニュアルがほしいとの意見もある。